

第六十三回 参議院大蔵委員会 會議録第七号

昭和四十五年三月十二日(木曜日)
午前十時十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 栗原 祐幸君
理事 沢田 一精君
成瀬 橋治君
鈴木 一弘君

委員 青木 一男君
青柳 秀夫君
伊藤 五郎君
岩動 道行君
大竹平八郎君
鬼丸 勝之君
津島 文治君
丸茂 重貞君
矢野 登君
木村嘉八郎君
戸田 菊雄君
松本 賢一君
横川 正市君
上林繁次郎君
渡辺 武君

国務大臣 大蔵 大臣 福田 赳夫君

政府委員 大蔵政務次官 藤田 正明君
大蔵省主計局次長 橋口 收君
大蔵省主税局長 細見 卓君
大蔵省関税局長 上林 英男君
大蔵省理財局長 岩尾 一君
大蔵省銀行局長 近藤 道生君

大蔵省国際金融局長 奥村 輝之君
国税庁長官 吉國 二郎君
事務局側 常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員 大蔵省主税局税制第三課長 早田 肇君

本日の會議に付した案件

○租税及び金融等に関する調査(当面の財政及び金融等に関する件)

○利率等の表示の年利建て移行に関する法律案(内閣提出)

○昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案(内閣送付、予備審査)

○国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

租税及び金融等に関する調査を議題とし、当面の財政及び金融等に関する件について調査を行います。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○戸田菊雄君 大蔵大臣にお伺いしたいと思うのでありますが、時間があまりありませんので、端的に具体的な内容について承ってまいりたいと思います。

その第一に、預金金利の規制緩和について現在具体的措置内容が進められておる、こういう情勢にあると存じます。ことに、日本銀行、関係金融団体、あるいは公正取引委員会、こういう方面でいろいろ準備をされているように聞かれますが、それが、それらの現在までの進捗状況はどういう状

況に進んでおるか、その辺をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) お話のとおり、いま、金利調整を始めておるのですが、事業債につきま

しては決定いたしました。それからさらに、金融債につきましても決定いたしております。あと、残ります問題は、それらに関連いたしまして預金金利の問題でございます。これも、たゞいま関係方面と調整中でありまして、数日中には大蔵省として案をきめたいと、かように考えております。

○戸田菊雄君 そこで、いま、事業債、金融債、あるいは預金金利など、こういった内容について具体的に作業を進められておる、こういう御回答でございますが、預金金利引き上げの告示はどの辺に考えておられるのですか。それから預金金利のアップの内容等についてはどのようにお考えになっておられるのでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 大蔵省の案を数日中にきめまして、これは金利調整審議会とかそういう手続がございますが、そういう御検討を経まして、告示は今月中にはいたしたいと、かように考えておるわけであります。

○戸田菊雄君 預金金利の場合、何%くらいを見込んでおられるのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まだその規模につきましては的確な結論に到達いたしておらないのですが、各方面と調整の上いたしてみたい、こういうことに考えております。いづれにしても、そう大幅なものにはならない、ごく小幅のものである、こういう傾向かと思ひます。

○戸田菊雄君 若干前後するかもしれませんが、預金金利を引き上げるといふことは、結果的に郵便貯金の引き上げも均衡上やらざるを得ないのじやないかというように考えるわけです。また、郵便貯金の引き上げをすれば、結果的に資金運用部

預託金利といったものにも影響してくるのではないかと、いふふうにかへるわけです。その辺の一連の関連措置等についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) まだ一般金利の預金金利のはうの規模がきまりませんので、その波及がどういふふうになりますか、これにつきましても的確なことは申し上げかねるのです。しかし、これはどうしても郵便貯金等に影響してくる、こういう問題であらうと心得ております。

○戸田菊雄君 その辺は、何といひますか、郵便貯金等による資金の吸収から資金運用部までの運用、こういったところまでの一連の措置等については、当然金融業務の一環として組織的に組み込まれておるのじやないかと思ひます。ですから、その辺に対する配慮というものは今度の預金金利引き上げについて当然必要じゃないだろうか、こういうふうにかへるのですけれども、その辺の判断はどうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) もう当然郵便貯金などに影響してくる問題でありますから、一般の預金金利の幅なんかをどうするかということとにらみ合わせながら、郵政当局とよく調整をとって結論を得たいと、かように考えております。

○戸田菊雄君 そうすると、大臣の考えとしては、預金金利同様、郵便貯金も当然引き上げるべきである、こういう考え方の方で対処する、指導する、こういうことではないでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 大体、方向といたしましてはそのとおりと考えております。

○戸田菊雄君 臨金法に基づく規制内容、こういうものは大体どのように考えておられますか。また、預金の種類や期間別の問題がござい

しょうが、こういう問題は具体的にどのようにかへるのでしょうか。

○政府委員(近藤道生君) ただいまのは技術的な問題でございますので、私から御説明申し上げたいと存じますが、告示では預金金利の最高限度を定めまして、それを受けまして、日本銀行においてガイドラインというのを定めるという手続になろうかと思ひます。

○戸田菊雄君 そのガイドラインのおおむね骨格を教えてもらいたい。

○政府委員(近藤道生君) ガイドラインという考え方でございますが、これは、御承知のように、貸し出しの場合には、自主規制というお互い同士の相談できめておるわけでございます。ところが、預金の場合には、これはやはり国民の利益という面から見ますと、預金の場合に天井をきめるということは、貸し出しの天井をきめます場合と違ひまして、やや国民の利益に対しては反するおそれもあるというところ、公正取引委員会當局とも話し合ひの結果、日本銀行におきまして、日本銀行が間に入りましてガイドラインという形で告示を受けた一つの線を打ち出す、それによつて自主規制にかわるものとするというのが基本的な考え方でございます。したがひまして、将来は、告示の金利とガイドラインとの間にかんがりの開きがあるという場合も考えられるわけでございますが、今回は初めてそれですべり出すわけでござい

ますので、ただいま予想されますのは、おそろくは告示と全く同じ内容のものということとすべり出すのではなからうか。まあ、これは先の話でございますし、まだ私どもがとかく申し上げることではございませんが、予想としてはそういう形のものにならうかというふうに考えております。

○戸田菊雄君 そうしますと、こういう理解でいいわけですか。結局、基本的には、告示の内容は、大まかな預金の最高限度率ですね、この程度の告示をして、細部にわたる期間の実施やそういう問題については各金融機関の自主性の判断にまかせると、こういう構想でいくということですか。

○国務大臣(福田赳夫君) たてまえはそのとおり

にいたしたいと思つております。今度そういう仕組みの変更をするわけでありますが、当面これをどういうふうな実施するかという、最初のことでもありますので、混乱が起きてはいかないというので、日銀や私どものほうは、金融機関の内面指導というか、そういうような形で、今度告示になる最高限度、これは大体その線を実施してもいい、こういうふうな考えておるのであります。

○戸田菊雄君 あまり時間がありませんから、詳しくは聞いておられないのですが、これは東北の場合ですけれども、地銀、相銀の場合で、都市銀行とはだいぶ趣を異にするのであります。私は基本的にこの金利引き上げは賛成なんですから、心配な点だけをお伺いするわけですから、その点は御了解いただきたい。そうしますと、どうして最高限度率が引き上がるが、三ヶ月、六ヶ月、一年ものでも相場銀行としては当然最高限度率に持つていかざるを得ないだろう。それは当然預金の獲得競争ということになる。そういうことになれば、その波及が金利体系全体に影響してくるのではなからうか、あるいはその内容によつては弱小金融機関は経営が破綻するのではなからうか、こういういろいろな心配が現実には金融機関の中では起きているわけですね。だから、そういう問題に対する歯どめをもその内容で考えていかなければたいへんな困難が起るのじゃないだろうか、こういうふうな理解をするわけなんです。その辺の歯どめといひますか、そういう問題について大臣のお考えを承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) まさしく戸田さんのお話しの点なんかを考慮いたしまして、最高限をかりに高くきめた、そうしてその最高限の中で自由にやつていいのだ、こういう仕組みにはなるのです。なるのですが、その仕組みのとおりに行つて、つまり最高限が高くなつて、そして、その中で金融機関によつては自由裁量をするということになりますと、そこでかなり無用の競争なんかが

当面出てくるおそれもあるのであります。そういうようなことで、行政指導という立場からいいますと、今度のは天井をなるべく低くしておく、そしてその天井に全部そろえていただく、こういう方式を考えておるわけでありまして。

○戸田菊雄君 その天井の上げ幅はどの程度に考えておられるのでしょうか、これはまだ検討中ですか。

○国務大臣(福田赳夫君) いま定期で五分五厘というところになっております。最高五分五厘というところになっておりますが、この五分五厘というのを幾らか上げるわけです。しかし、その上げ幅を、ただいま御指摘のような心配もありませんので、そう多額なものにはしない、ごくわずかな引き上げにしておきまして、しかし引き上げたところ、そこで皆さんがそろつてやつていただきたいのだ、こういうふうなたてまえであります。その上げ幅をどうするかということとは関係方面といふ調整中でありまして、こゝでまだ正式に申し上げる段階になっておらないのであります。

○戸田菊雄君 その上げ幅によつては貸し出し金利等にも相当影響してくるのではないかと考えるわけですね。われわれいろいろ情報に聞くところには、〇・二%くらいのおおむね考えておるのじゃないだろうか、こういうことですが、かりにそういうことだとすれば、どうしても預金獲得競争の關係から、各金融機関としては、結果的には、三ヶ月ものですね、現行の五・五%、それを最高限度率に置いて、そうしてお互いが競争をやつていく、こういうことになってくるのじゃないだろうか。そういうことになってくると、当然結果としては貸し出し金利の転嫁方式といひますか、そういう方向に銀行としては考えざるを得ないのじゃないだろうか。そうしますと、その結果として、やはり物価等にも、いろいろその他の關係等もありま

す。あるいは政府関係機関のそういう關係もあるでしょう。いろいろあるわけでありまして、そういう結果として最後は物価上昇の要因というものを誘発するのじゃないだろうか、こういうふうにも考えられるのですけれども、その辺の関連はどうお考えになっておられますか。

○国務大臣(福田赳夫君) そういうことも考えまして、限度幅をごく軽微な引き上げにとめておきまして、そうして競争なんかをする必要のない、こういうふうな全部そろつてその最高限度でスタートしていただく。制度のほうは違ひのです。制度のほうは最高限度額の中でいかにしようとしてもよろからう。金利の自由化という制度になるのであります。当面スタートは、ちよつとお話しのような心配もありませんので、引き上げ幅をそう大きくしないで、そのかわり全部が最高限度のところであつていただく、こういうことにして当面のすべり出しをなめらかにしていこう、こういうふうな考えております。

○戸田菊雄君 戦前ですね、臨金法が制定される前ですが、臨金法の制定は二十二年だろつと思つたのであります。戦前は、各銀行の金利協定、そういう紳士協定によつて一定の率のバランスというものがあるが確保されてきたと思つております。そういう面からいけば、今回政府指導に基づいてこういうことを明かにしていくことになりまして、と、独禁法との關係において若干法律上の疑義があるのではないのだから、違反するのではないだろうか、こういう疑義があるものであります。その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは政府が指導をするのであります。金融界で打ち合わせをしてするのではないのであります。そういうようなことで、独禁法にこれが抵触するといふような考え方は少しもいたしていません。

○戸田菊雄君 それからちよつと重複いたしますが、先ほど、事業債、あるいは金融債、預金金利、こういうことで大臣がおっしゃられたのであります。が、ざつと羅列をしてみますと、郵便貯金があり、あるいは資金運用部の問題があり、あるいは政府関係機関の各種金利の問題がある。あるいは政府保証債、国債、こういう問題等々も全部關係

をしてくると思つてあります。ですから、今後これをきつかけにいたしまして種々検討を積み重ねていかなければいけないと思つてあります。が、その検討の機関ですね、どういふ段階で全体の金利体系というものがそういうふうな整備されていく、こういう見通しの問題であります。その辺はどうでありますか。

○国務大臣(福田赳夫君) まず、政府関係ですね、たとへば開発銀行、それから北東公庫、それからもう一つ中小公庫、これは今度の金利調整措置に伴ひましての修正はこれを行なわない、こういう方針でやつていきたいと思つております。これは中小金融機関という関係もあるわけでありまして、それとバランスをとらなければならぬという他の金融機関との関係もありまして、これにはさういふ、こういう考えです。それから、今度の措置の発端は、社債や金融債の発行条件と、現実のこれらの証券の取引価格との乖離というふうな言われておりますが、この乖離幅がだんだん大きくなつてくる、こういうことから発足をいたしておるわけなんです。そういうことでありますので、理論的には今度国債やあるいは政保債というものの問題が出てくるわけなんです。ところが、金融債や事業債におきましては乖離幅が非常に大きい。一割ぐらゐ事業債でも乖離幅がある。金融債のほうはもっとある。こういうような状況で、これを是正するということになるわけでありまして、これを、国債、政保債につきましては乖離幅が非常に少ないんです。国債のごときは事業債の三分の一ぐらゐの程度の乖離幅でございますので、事業債、金融債ほど差した事情はないんです。ないものであります。今回の措置によりまして事業債、金融債の発行条件を改善をするということになったその結果、国債の発行や政保債の発行にどういふ影響を及ぼすであらうかということをよく見詰めてみなければならぬというふうな考へておるわけでありまして、その状況の推移によりまして、国債がどうも売れない、あるいは政保債も消化されないというような状況になるかならない

か、その辺の判断によつては、あるいは国債の条件緩和、政府保証債の条件改定ということまで来ないとも限りませんけれども、ただいまのところは、事業債、金融債の条件改善がどういふふうな影響を国債、政保債等に及ぼすかということに十分よく注意しながら見守つてその推移を見よう、こういうふうな考へておるのであります。

○戸田菊雄君 金利関係は以上で終わります。税金問題で若干具体的な内容で質問しておきたいと思つてあります。

過日の予算委員会、大臣から、四十六年度以降の税収関係については間接税にウエートを置くといったような御答弁があつたのであります。四十六年度以降の直間関係の比率ですね、これはどの程度に一体お考へになつておられるのか、その辺が一つであります。

それからもう一つは、国民の税負担の問題であります。その辺の見通しを伺いたいと思つてあります。

○国務大臣(福田赳夫君) 今度皆さんに税法の御審議をお願いしておるわけですが、これで一昨年夏の「長期答申」は全部実施すると、こういうことになるわけなんです。そこで、税制改正とするというところに相なりますが、さて、その後の税制をどういふふうにいたしますかということにつきましては、私は、かねがね、税制というものは、第一に公平でなければならぬ。また、その公平の原則のほかに、第二には負担能力に応じて納税するという思想が貫かれなければならぬ。それから、しかし、第三には、国民の負担感ということも重視しなければならぬ。国民との間になるべく摩擦の少ない税制ということもまた考へなければならぬ。その三つのことを彼此総合勘案しながら考へていく、こういう基本的な考へ方をいたしておるわけでございますが、いま「長期答申」を実施しました税制の姿を見ますと、これは直接税に非常

にウエートがかかつてきておるのであります。

戦前は、御承知のとおり、基準年次におきまして、間接税が六五%で直接税が三五%であつた。それが、今日、この時点になると、ちょうど逆転して、六五%が直接税で三五%が間接税である、こういうふうになつてきておる。そこで、日本の国民の税負担全体から見ますと、まだ約一八%くらいでありまして、先進諸国に比べますと、もう非常に低きであります。それにもかかわらず、所得税が高いな高いなという減税の要求があるわけでありまして、それはなぜかという、間接税、直接税をひくくするの税負担から見ますと、これはかなり低いのが国民の税負担ではあるにもかかわらず、その税負担の大半が直接税に集中されておる。今後を展望してみますと、いまの税制の体系でいきますと、国民所得の大幅な伸びが今後予想されると、ますますこの比率が直接税にウエートがかかつてくるであらうということが想像されるのであります。

一方、歳出のことを考へてみますと、これから特に社会資本の需要を充足しなければならぬという問題が起こってくる。御承知のように、すでに新道路五カ年計画というものを四十五年度からスタートしようとしておるわけでありまして、また、全国新幹線網という問題もいま提起されている。その他、新全国総合開発計画を遂行するという立場にも置かれておる日本としては、財政に対する需要がかなり重くなつてくるのが展望される。その際にどういふふうなこれらの財源を充足するか、こういう問題に当面するわけでありまして、この財源をいまの直接税中心主義でいきますと、国民に対して負担感がかなりきつものになつていく傾向を持つておると思つてあります。

そこで、私は、新しい段階に臨む税制改正と、また、これらの財源充足ということも考へなきやならぬが、その際には、なるべく直接税に依存するという考へ方を避けて、むしろ直接税につきましては積極的にさらに減税をし、国民の税負担感をなくするという、こういう方向を打ち出すべきであるが、さあ、伸びゆく財政需要とそういう直

接税の負担を軽減するために一体どういふ財源措置をとるかということになれば、これは間接税とどういふふうな考へ方、見方をいたしておるわけでありまして、具体的には、国会でも終わりましたらば、税制調査会にこれらの税制はどうあるべきかというのを諮問し、また、各界の意見も広く求めて、そして国民のコンセンサスのもとに新税制をやつていきたい、かように考へておるのであります。したがつて、今日約一八%という税負担をどういふところまで持つていくか、これは約一八というパーセンテージは多少高くなる傾向を持つておると思つてありますが、どこまで財政需要を、つまり社会資本、社会保障等をどこまでやつていくかという見通しとの関連にもなりまして、いまここの確なことは申し上げられませんが、多少これが上がつていく傾向がありはしないか。しかし、上がつていく傾向が重税感を与えないような方向で財源の調達をいたしていきたい、これが私の基本的な考へ方でございます。

○戸田菊雄君 構想はよくわかつたのであります。若干意見はあるのでありますが、きょうは意見は差し控へまして、質問でいきたいと思つてあります。それから最近、建設大臣が、道路財源の生み出しとして、物品税の引き上げ、具体的には自動車の乗用車であるとかトラックであるとかを何%か引き上げてそれで道路財源を生み出したというふうなことを発表なされておるのであります。が、こういう面に対する大臣の見解をお伺いしたいと思つてあります。

時間がありませんから、全部羅列的に質問事項を申し上げたいと思つてあります。もう一つは、最近、国外旅行というのが非常に多くなつたんですね。外国に行く、そういう方が非常に多いのであります。が、こういう面に対する出国税の引き上げということを考へておるのか考へておらないのか、この辺に対して。もう一つは、入場税の問題で、いろいろござい

ますが、ことに映画関係でありますけれども、私にはある映画館の収支計算書を見せてもらったのでありますが、収入というものは税金にもうほとんど納入してしまつて、営業が成り立たないという状況なんです。ことに、最近テレビが非常に普及いたしておりますから、そういう関係で映画観衆が非常に少なくなつた。中には、文部大臣の推選映画なんかは小学校の児童や中学生が見るのがあります、そういう問題に対して現在も若干の割引はやつておるのでありますけれども、こういうものは無税にしてもいいじゃないかと、こういうふうにも考えるのであります、こういった主として映画関係の入場税等について廃止もしくは免税をする意思はないのかどうか、この点が第三点です。

もう一つは、いま焦点となつてゐる減反奨励金の問題であります、これは端的に荒っぽい言い方ではあります、明らかに政府の農業政策の失敗の結果じゃないかと思うのです。ですから、こういう奨励金には、あの三万幾らの額ですら私は完全な補償金とは言えないと思うのです。ですから、こういう問題に対して免税する考えはないのかどうか、これが第四点。

もう一つは、地方住民税との関係でありますけれども、大臣は、いま地方財政が非常に潤沢である。だから、政府が、四十三年には四百五十億借り受け、四十四年度六百九十億借り受け、今回三百八十億程度の地方自治体からの借り受け、こういうものをやつてゐるわけですね。そうだとすれば、いま大臣がおっしゃられましたように、国民の重税負担感というものを解消していくというところで多年主張されてまいりました国税と地方住民税の最低限引き上げの問題ですね。だから、そういうところから地方財源があるとするれば、当然この軽減措置をはかつていくのが政治の常道ではないだらうかというふうにも考えるわけでありまして、この辺のいままでの大臣の主張と答弁の中で姿勢として若干矛盾をしてゐるのではないかと、うことが考えられるわけです。

こういう問題について、約六分ほどありますけれども、時間がありませんから、一括して質問をいたします。

○国務大臣(福田赳夫君) いま六分というお話しですが、五点了。(笑聲)

まず、第一は、トラックス新税と新聞に報道されている問題です。これはなぜそういう考え方が起つてくるかと申しますと、御承知の道路五カ年計画を四十五年度から始めたいということになるわけですが、これは十兆三千五百億、五年間、こういうことに相なるのでございまして、今日の経済情勢を基本とし、また、今日の税制を基本として考えていきますと、この財源が五年間で約三千億、一般財源において不足をするわけでありまして、これを一体どういうふうなことに充足するか、という問題になつてくる。まあ三千億といふと、まあ、年額にいたしまして六百億です。しかもこれは傾斜的に不足が考えられるのじゃないかと思うのです。あるいは初年度は六百億といふと、そこまではいいけれども、五百億の不足になると、こういうふうなことになるかもしませんが、とにかく不足する額が平均年額六百億のオーダーであります。ですから、四十五年度における税収が一体どうなるか、四十六年度における税収のくらい見られるかというふうな観点から、あるいはこれを新税を起さぬでも吸収し得るかもしれない。しかし、あるいは四十六年度といわず、その先において不足を生ずるような場合もあり得るので、この際まあ見通し得る財源不足に對しては、措置をしておくべきじゃないかというところからこの議論が出てきておるわけなんです。いづれにいたしましても、四十六年度以降の税収が現実に一体どうなるかというところを踏まえての、見当になります、しかし、四十六年度予算の編成のときまでには、その財源をどうするかということについて、一応の見当はつけてみたい、こういふふうな考えております。その財源は、私は、不足すると思はれます、間接税といふことでいくべきかと思はれます、あるいはガソリンに依存す

べしという議論もあります。あるいはいまお話しのように、自動車物品税というふうなことでいくべしというふうな意見を言う人もあります。あるいはそれに類似しますけれども車検税というふうな形はどうだというふうなことを言う人もあります、また、あるいは自動車に對しては公債を保する義務を課するといふような方式はどうかというふうな説をなす者もあります。まあいろいろ構想が出ておりますが、それらの諸構想もひつくるめまして税制調査会等どういふ結論を出しますか、その結論を待つて政府の最終的な考え方はきめなけりやならぬ、こういうふうな考えております。

それから出国税につきましては、私は、最近のわが国の国民の海外旅行の趨勢等から見まして、外国で空港税や空港利用手数料を取つてゐる例もありません、その検討を大蔵事務当局にもしければお願いをいたしておるわけなんです。おるわけなんです、これは、出国を制限する、海外旅行を制限するといふことで国際的にかなり問題がある、こういうことを言われるのであります、日本はこれだけの外貨を持ちながら海外旅行を制限するとは何事だ、というふうな印象にもなるので、OECDの場合なんかで議論を巻き起こしはしないか、というふうな心配がある、というふうなことで見送つてゐるのであります、それらの方面の理解が完全に得られればこれは実施すべきである、というふうな考えております。

それから第三の入場税、これは私はまことに申しわけないので、先日ここで皆さんに心からなる遺憾の意を表明したのであります、この前、この場におきまして、四十五年度にはこれはぜひ軽減方を考えたいと、こういうふうな申し上げたのです。それでその方向で今度の予算の編成にも当たつてみたのです。ところが、今度の予算の編成にあたりましては、物品税は一切これの引き下げ等の措置はとらない、こういう大原則を立てたわけでありまして、つまり、物品税につきまして

は、各方面から引き下げの要求が非常にあります。それを一つでも手をつけたら、これはてんやわんやになつてしまふ。そこで、まあ一切の物品税の引き下げはいたさないという基本方針をとつたのであります、物品税にかなり類似した性格を持つ入場税に手をつけると、物品税には一切触れないという大原則に波及するおそれが出てきたわけなんです。そういうふうなことから、私は非常に不本意ではありましたが、今度の四十五年度の税制改正ではこれは見送るということにせざるを得なかつたのであります、私は皆さんに申し上げた考え方は今日なお変えてはおりません。何とかして早い機会にこの考え方を、皆さんも超党派で御賛成のようでありまして、実現をいたしてみたいと、そういうふうな考えております。

最後に、住民税につきましては、全く同感なんです。しかし、住民税というのは、地方の地域社会維持のための財源である。そういうふうなことで、勢いこまかくなる。また、こまかくなつてた皆さんの納税者が地域社会に責任を持つという体制も一面において必要だといふ面もあると思ふんです。そこで、国税と一緒にしなければならぬといふふうには考えていないのです。しかし、地方財政の充実に応じて、住民税のほうにおきましてはその免税点を逐次上げていくといふ基本的な考え方は、これは堅持していかなければならぬ。そして、直接税の負担感を解消する、そういう方向で努力をすべきものだといふふうな考えてゐるわけでありまして。

○木村禮八郎君 私、最近の金融政策とそれから円の切り上げ問題について質問したいと思はれます。この前日本銀行総裁に質問したのですけれども、通貨当局、金融当局としての答弁があつたよ

うですが、大蔵大臣としてはどういうふうな考え
られていたか、質問したいのであります。

その前に、いま戸田君から預金金利の問題につ
いて質問があったのですが、前に大蔵大臣は、物
価対策と関連して、物価の安定のめどは、貯蓄を
害さない、貯蓄に悪い影響を及ぼさない範囲、こ
ういうことを言われたことがあります。そうす
ると、おのずからわかってくるのじゃないですか、
限度が、どのくらいか、貯蓄に影響を及ぼさない
のは、四十五年度の消費者物価の政府の見通しは
四・八%です。それと預金金利との関係です。

どういうふうにお考えですか。いまの税引きで考
えると、四分六厘七毛七厘です。四・八%とい
ますと、これは預金金利よりも消費者物価の値上
がりのほうが上なんでしょう。それで貯蓄を阻害
することにならぬというわけにはならないでしょ
う。物価値上りが貯蓄の税引き利回りよりも上
回っている。そうすれば、貨幣価値がそれ以上に
減価するということは、これは矛盾だと思ふん
です。そこで、今回、定期預金の一年のものにつ
いてどの程度に上げるか。ですから、税引きで四分
八厘を上回るように引き上げなければ矛盾する
と思うのです。その点はいかがですか。

○国務大臣(福田赳夫) まあ預金金利と申しま
しても、税引き利回りというお話でございますが、
少額貯蓄は税は引いておりませんから、いまの
五・五%まるまるが収入になるわけですね。です
から、その両方をいかに考える必要があるかと、
こういうふうに思いますが、理論といたしまして、
どうも物価の上昇が預金金利を上回る、これは私
は絶対避けていきたい、こういうふうな考えでお
るのです。遺憾ながら四十四年度の実績はそう
いかなかった。そこで今度の金利改定はどういう趣
旨かといいますと、全体の金利調整という面から
出発しておるのであります、ただいま申し上げ
ましたような物価との関連というところから出
発してはいるのではないのです。ないのでありま
すけれども、しかし、その問題も重要な問題であ
りますから、これは考えなきゃならぬ問題であり

まして、さすがに木村先生は非常に鋭く見通され
まして、税引きの場合を考えてみると今度の預金
金利の引き上げの幅が大体見通し得るのではない
かというおことばでございますが、それも十分考
慮しながら金利調整審議会のほうでは結論を出す
のじゃないか、さようなふうに見ておるのであり
ます。

○木村赅八郎君 これは新聞に出てくるんです。
「読売新聞」に出ていますよ、四月二十日ごろ五
分七厘五毛に上げるといふことが、五分七厘五毛
という、なるほど税引きにしますと、これは一
五%の税金ですが、源泉一五%しますと、四分八
厘八毛になるんですよ。そうすると、消費者物価
の見通しの四・八%より上回るわけですね。少しは
上回る。そこで、大蔵大臣がこれまで言ってきた
こととつじつまは一応合うんですよ。しかし、実
際に物価がそれで安定するかどうか、それは問題
ですけれどもね。ですから、大体こういうふうな
きまがついてるのじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫) どうも、関係者の皆さ
んの御意見は、お話しのような傾向に動いてお
るようです。しかし、どうしてもこれは最終的には
金利調整審議会のきめることなんで、私どもがこ
うするのだと言ふことにつきましては、これはい
ささか支障があるかと思ひます。これは木村さ
んの御賢明なる御想像にまかせざるはかばかしい
と、かように考えております。

○木村赅八郎君 それでは、「読売新聞」の報道
は間違っているんですか。

○国務大臣(福田赳夫) 「読売新聞」のその記事
を私は存じませんが、間違っているとも聞
違っておらぬとも申し上げかねますが、これは全
く木村先生の御想像におまかせするはかばかしい
と。

○木村赅八郎君 もし、今度予算委員会が質問が
ございしますから、そのときにそうなっているな
ら、また大蔵大臣に質問します。これはいままで
の方針と矛盾するわけですからね。それでは待ち
ましよう。待つて、もし五分七厘五毛にならな

つたら、これはおかしいわけですよ。大蔵大臣
は、自分はおかしいわけですよ。大蔵大臣
は、自分は消費者物価の値上りが金利よりも上
回ることとはどうしても避けたいと言われているの
ですから、そうならなければおかしいと思う。そ
うならぬようにされると思う。もしならなかつた
ら、予算委員会でも議論の一つの種にしたいと
思ひます。

次に伺いたいのですが、昨年の九月の日銀の公
定歩合の引き上げ及び金融引き締めです。このね
らいは、卸売り物価が上がったので、物価対策で
あるとも言われているわけですね。これは日本銀行
総裁も言われていますね。その後状況はどうなの
か、大蔵省としてはやはり物価対策として金融引
き締めというものを考えておられるかどうか、その
点を伺いたいのと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫) それは、物価対策とい
う限られた問題だけじゃないんです。御承知のよ
うに、昭和四十二年、三年、四年と引き続きまし
てわが国の経済成長が一三%をこえるというよう
な、いわゆる異常に高度の成長発展を遂げたわけ
でございます。ところが、この傾向を見ておりま
す、なかなか実質一三%成長という勢いがゆる
みそうにない。昨年の上期における金融機関の活
動状況、こういうのを見ていますと、実に前年同
期の七〇%をこえるというような異常に大幅な数
字が出てくるわけです。これは全国銀行の平均の
話であります、これがさらに信用金庫というよ
うな中小相手のものになりますと、またけたが違
いまして、一七〇%もふえると、こういうような
形勢になっている。そういう傾向と並行いたしま
して、昨年の春ごろは日本銀行券が前年に比べ
まして一五%ぐらいの伸びで落ちついた情勢であ
ったわけでございますが、だんだんと下期になるに
つれましてその増加趨勢というものが上がって
くる。昨年の暮れから今日までは二〇%増だと、こ
ういうような状態になっておる。こういう状態を
放置しておきますと、これは日本経済の前途に非
常にむずかしい問題が出てきやしないか。その上
さらに、もう少し掘り下げて考えますと、一三、四

%成長というもので行ったらどういうふうになる
かという、これはもう、五年ちょっとで日本経
済のスケールが倍になるのです。その倍になった
場合の状態を考えると、これはまあ非常にけ
つなことであるが、一面におきまして非常に
むずかしい問題をばらみ出すのは、一つは、非常
な勢いで設備投資が進むということになります。
そこで、労働需給の逼迫というものが必ず起き
てくる。わが国は潜在労働力はまだまだかなりある
と思う。これは先進諸国に比べて非常に有利な点
だと思ひますが、その潜在労働力、休眠労働力
という段階で設備投資が行なわれ、そしてまた
労働力の需要を起すということになると、これは
賃金の高騰、しかも、その賃金の高騰が実質的な
高騰ではないので、これは物価の高騰につなが
てくる。そうして、賃金、物価の悪循環という事
態に突入する。さらに、また、とにかく五年
そこそこで物の生産が倍になる。これは農産物を
含めての倍ですから、鉱工業生産なんかはずつと
ふえるわけです。そういうできた品物を一体輸送
できるか、貯蔵できるかというようなことを考え
ますと、道路計画も、あるいは港湾の計画も、あ
るいは空港の計画も、そんなものにとでも及びつ
きません。そこで、せっかく品物はできたけれど
これは滞貨にならざるを得ない。滞貨になるよう
なものをくりくりとこあるから、せっかくで
きた設備は遊休化する、こういうことになる。あ
るいは原材料、これもたいへんなものが必要にな
ってくるわけです。鉄鉱石にいたしましても、原
油にいたしましても、そうなんです。それを一体
海外から順調に入手できるか。粘結炭のことを
一つ考えましても、たいへんなことなんです。

そういういろいろな成長制約要因というものが
横たわっているわけでありまして、これを無視し
て経済が実質一三、四%の成長発展をしたなら
ば、これは五年に倍どころじゃない。一、二年に
してたいへんなことになってきやしないか。それ
を考慮して、どうしても成長の速度をこえて落

第五部 大蔵委員会会議録第七号 昭和四十五年三月十二日 【参議院】

五

ときなければならぬ、こういう考え方なんです。物価も大事な問題です。関連して物価も考えておるわけでありまうけれども、その奥に横たわるところの成長の速度、これを何とかしなければならぬ。その中心としては、何と云っても設備投資である、こういうことを考えながら金融調整というものがたられておる、こういうふうな判断をいたしておるわけでございます。

○木村福八郎君 大蔵大臣、非常に丁寧に御答弁願うことはありがたいのですが、私は十一時二十分までということ、時間がたつてしまふので、簡潔に言うのはおかしいのですけれども、時間がたつてしまふので、お願いいたします。

私が伺いたい点は、こういうことなんです。大体、金融引き締めは政府の意図もわかります。物価対策と同時に、その背後にあるあまり急激な成長ですね、まあ民間設備投資が中心だと思ふのですが、しかし、国際収支が非常に黒字が多くなつて、それで世界各國から円の切り上げが要請されておる、そういうもとで金融を引き締め金利を上げるといふことは矛盾じゃないかと思ふのです。逆に、それでは今度は国際収支の黒字がふえるんで、その矛盾をどういうふうにお考えかというんです。いままでは、金利政策というのは、国際収支が赤字になつたときに金利を引き上げ公定歩合を上げて引き締めたんです。ところが、今度は、国際収支が大幅な黒字のもとで金融を引き締め公定歩合を上げるといふことは異例のことだといふことを日本銀行総裁も言っているわけなんです。黒字幅を少なくしなければならぬという情勢のもとで、黒字がふえるような政策をとっておる。

そこで、私が伺いたいのは、その過熱を防ぐのにどうしても財政面で処理しないか。いままでは、昭和四十一年ですか、四十年だか、繰り延べをやつたでしょうが、予算の繰り延べを、いま金融だけにしわを寄せているでしょう。過熱過熱といつ

て大蔵大臣がそんなに言うならば、四十四年度の予算の使い方においてなぜ繰り延べその他で財政面でしないのか。国際収支が大幅な黒字のときに金利を上げいわゆる金融を締めれば、黒字が大きくなるから、そこにまた円切り上げに対する要請が強くなつて矛盾が出てくるから、そういうときには財政面においても処理すべきじゃないか。財政面のほうの政策をウェイトをもつと大きくしなればいけないのじゃないかと思ふんです。その辺、私は、矛盾しているのじゃないかと思ふ。矛盾というより混乱しているのじゃないか。どうやったらいいかと迷つておるんです。これは非常にむずかしい問題ですけれども、矛盾した政策だと私は思ふ。

○国務大臣(福田赳夫君) 国の政策は、予算のきめたとおりなるべくならそのとおり実行していただきたいのですが、皆さんにおかれましても、社会資本が立ちおくれおるという声が圧倒的に多いわけでありまう。また、社会保障にしても同様の見解であるとお承知しておりますが、しかし、お話のように、景気調整は、これはほかにもその手段はいろいろありますけれども、財政と金融が主軸になる。これはまあそのとおりでありまして、これを両々活用しなけりやならぬというふうに考えております。

そこで、まず、昨年の九月に金融調整政策をとつた、これでまあスタートした。その模様が一体どういうふうになつておるかというところを見ておるわけなんです。その模様によつては財政も出動しなければならぬ、こういうふうな考へておるわけなんです。それから四十五年度の予算の編成では、ですから、公債を減らすとか、あるいは法人税の引き上げをいたしますとか、まあいろいろきめこまかく配慮はいたしておるわけでございますが、金融のほうの引き締めの効果がかなりあります、金融のほうの引き締めの効果に對しましては、微々たるものでありまして、この二、三カ月の推移を見る必要があると思ふのでありますが、まあ金のほうはかなり詰めてきた。これが実体経済にどうい

影響を及ぼすか、二、三カ月よく見まして、そしてその状況によりましては、財政の運営につきましても弾力的な考へ方をとらなざるを得ないといふふうに考へておりますが、まあ常に財政もあるいは金融も一緒に歩み出さなければならぬといふふうに急速に運営するものかどうか。しかし、基本的には、木村先生の申しやうかとおり、財政と金融が相携えて景気調整の主任務を担うなければならぬ、そういうふうな考へております。混乱はいたしていません。

○木村福八郎君 いままで、景気調整の場合です、行き過ぎるという場合に、いつでも繰り延べ繰り延べをやつておる、ところが、今度は、景気が過熱化しているというのに、財政における繰り延べのくも言わないじゃないですか。それは、社会資本が立ちおくれおるから、公共事業費のほうも減らしたくないということもあると思ふんです。そこで、いろんな混乱を思ふんです。社会資本も充実したい。それから円の切り上げも要請されたいように国際収支の黒字幅も減減さしていきたい。物価のほうもあんまり上がらないようにしたい。それから景気の行き過ぎも何とかして押えなければならぬ。混乱しているわけなんです。もつと整理をして、オーソドックスでは、諸外国では、財政のほうを締めて金融のほうで調整しているでしょう。大体それがオーソドックスですよ。アメリカでもそうでしょう。日本の場合には逆なんですよ。財政のほうは締めない、金融のほうでやっている。金融が負担すること、結局、零細中小企業にずっとしわが寄つてくるんですよ。それは非常に問題だと思ふ。しかし、これは、時間がたつてくると、今度は予算委員会あたりでまたよくやりますから、十分整理して勉強しておいてください。

時間がたつてくると、円の切り上げ問題で簡潔に伺いたいと思ふ。IMFの総会で今度は為替の弾力化問題が最終的に決定されるのじゃないかと言われているわけ

です。これについては、アメリカなんかではニクソンの経済報告にもありまして、アメリカは大体フローリング・バックを主体とする小幅ひんばんな平価変更方式、こういうふうなありまうが、それから前にも御承知のように、八カ国の二十七人の経済学者によつて為替変動についての提案がなされておる。これは、第一の提案は――二つありますが、一つは、フローリング・バックですが、もう一つは、変動幅をもつと自由にする。それから無制限に自由にしまへという意見もあるようですけれども、いままでは流動性が非常に問題になつておりましたけれども、今度は、流動性じゃなく、為替の問題です、これが非常に重大な問題になつておるんです。それで、いままでは、流動性問題が解決すれば国際通貨不安はなくなると思つておりましたが、そうじゃなくて、流動性問題として御承知のようにSDRが創設されても、依然として国際通貨不安です。今度は、為替問題が非常に前面に出てきたんです。それで、一体、政府はどういうふうな今後これを考へられるのか。いまIMFではどう処理しようとしておるのか。この為替の相場の弾力化の問題が具体化してきますと、実質的な円の切り上げと同じ問題が起つてくるわけなんです。そこで、私は伺いたい、現実はどうなつておるのか。

○国務大臣(福田赳夫君) 簡潔に申し上げますが、第一は、円の切り上げについては、ただいまのところ全然考へておりません。それから第二のIMF等における議論の傾向はどうなつておるかというお話でございますが、昨年のIMFの会議でこの問題が議題となつたのは、ちょうどあのとき、ドイツのマルクの問題があつたわけなんです。それからそれと前後してポンドの問題があり、フランの問題があつた。そういう時期で、国際的通貨不安の最高潮の時期であつたわけでありまう。それだもんですから、為替相場制度を一体どうするかということが大きな話題となり、そしてIMFの機構内においてもこの問題を検討しよう、それからG10(テン)、つまり十カ国の蔵相

卷之三

よう、あるいはスロダウンしようというところまではまだ来ておらないというふうに判断をされるのであります。したがって、これからの日本経済につきましては、そういう国内の動きもありまして、また、輸出の動き、輸出消費ですね、この動き、それで最も関心の高いのはアメリカの景気でありまして、アメリカの景気は、お話のように、スロダウンをしている。それに伴いまして、わが国の対米輸出は伸び悩みの状態になってきておるのが今日の情勢でございます。一方におきましては、ヨーロッパの経済がわりあい安定してきて、そういうようなことで、対欧輸出がこれをカバーするというような傾向も出てきておるわけでありまして、ですから、わが国の輸出需要という輸出消費、これが大幅にまだ減退をするというようなふうには判断はいたしておらない。もちろん輸出の伸びが多少鈍化するという傾向はやむを得ないと思ひますけれども、これが大きく障害にぶつかるといふ状態とは考えておりません。そういう内外の情勢をこの二、三ヶ月見なければいかぬのじゃなからうか。この二、三ヶ月のそういう実体経済面の動きがどうなるかということをよくとらえ、また、対外経済の方面にもよく注意を払ひまして、そして経済の運営に誤りないようにしていきたい。願うところは、過熱にならないように、しかも、あまり急なブレーキをかけて落ち込みにならないように、こういうことでござい

ます。

○鈴木一弘君　そうすると、これからの実体面を二、三ヶ月見ていく間にといいことで、輸出もそう大きく下がらないだろう。じゃ一体経済の行き過ぎをどこで押えるか。消費を抑制するというおことばがあったと思ひますが、そうすると、先ほどのように国民消費という一番大きなものがありますけれども、これを押える方向に向いていくのかという心配が出てくるわけですが、その点はどうでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君)　経済理論としては、どうしても国民消費ですね。これが五一%のシェア

を持つ最大の経済要因でございますから、これを押えるというところに行くと当然なんです。しかし、そういう手がいかないのです。ですから、そつちのほうはそのとおり野放しにしておくかはないのでございまして、しかし、設備投資に何としてもメスを入れなければならないのじゃないか、こういうふうな考えまして、金融調整政策はまさに設備投資の行き過ぎを是正しようというねらいをもって始められたのじゃないか。この大勢をしばらく見ていくというほかはないのじゃないかと思ひます。

○鈴木一弘君　これで最後にしたいのでありますけれども、いわゆるすべてにわたって出てまいります一つは、国民生活の要望から公共事業費をやせといふことがある。いま一つは、産業基盤の整備といふことから公共事業費をふやさなければならぬ。特に国際社会に経済的に復帰したからには、この二つのところに力を入れなければならぬといういろいろの考え方があります。これが国債発行面ともからんでいられるわけでありまして、それで、公共事業費のこれから持つていき方なんですけれども、産業基盤整備のほうに総力をあげていくのか、ウエートの置き方でありまして、あるいは住宅とか生活環境というふうなほうの国民生活基盤のほうにウエートを置いていくのか。いままでの経済運営の方針、あるいは予算の編成方針等も、ここ二、三年見ていくと、だんだんいわゆる高度成長によるひずみ解消の方向というほうに向かつておられますけれども、思ひ切つてこの辺で公共事業費の問題についても、国民生活基盤の拡充という方向、確立という方向、その方向に持つていくべきじゃないかと考えておるのですが、その点についての今後の方針というものをここで伺いたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君)　社会資本の充実に申しますか、政府の固定資産の形成計画をどういうふうにしていくか、これは総合的にやらなければならぬと思ひます。どっちどれに片寄るといふわけにもいかない。そこで、新全国総合開発計

画を立てまして、全国的にこの問題をなめるといふ企圖を持っております。また、あるいは二十九年という長い期間にわたる問題でありますから、もう少しそれをこま切りにしなければいかぬということ、近く四十五年度から始まりまして五十年度に及ぶ六十年の新経済社会発展計画を策定したいと、こういうふうな考えでおられるわけでありまして、これは相当作業が進みまして、そして近々これを公表できるという段階になると思ひますが、いづれにいたしましても、総合的に——この総合も、いろいろな各部門の総合ということもあり、また、地域的な総合ということもあり、あるいは外国国内両方をにらんでの総合ということもありますが、総合的にバランスのとれた国家投資、これが必要じゃないかと、そういうふうな考えまして、せつかくいま最後の努力を詰めていたしておる段階でございます。

○渡辺武君　大臣は、先ほど戸田委員に対する御答弁の中で、今後国民の税負担率は高まるということをおっしゃって、その理由として、道路建設などいわゆる社会資本の充実にあげておられましたけれども、私は、おそらく今後政府は国民の税負担率を高める方向でいろいろ課税をしていくのだらうと思ひますが、その一番大きな本質的な原因は、昨年の日米共同声明で日本がいわば義務づけられた、今後の自衛力の増強、あるいはアジア諸国に対する対外援助の拡大、あるいはその背後にある大企業の急激な経済成長ということに対する財政支出の増大というのがあるのじゃないかと思ひます。しかし、その問題は、きょうは時間がありまので論議しませんが、大臣は、国民の税負担率は高まるけれども、直接税の減税もこのまま進めるといふことを言われました。ところが、昭和四十三年の税制調査会の「長期税制」についての答申の中で、こういふことを言っておられるわけですね。課税最低限が百万円程度になつたら、その後においては、従来のように一定の金額的な目標をあらかじめ掲げて税制改正の指標とする必然性は失われたと考えるべきであるとい

うふうに言っております。先ほど大臣も、この四十三年度の長期税制の答申は大体基本的には達成されたというような見解を述べておられましたけれども、それならば、大臣の言われた今後の直接税の減税の内容は一体何なのか。つまり、税制調査会の言われるように、一定の金額的な目標をあらかじめ掲げて税制改正の指標とするという形での大幅減税は、やらないのか、それともやられるのか、この点について。

○国務大臣(福田赳夫君)　その点につきましては、直接税の減税は今後とも進めていきたいと、こういうふうな考えを述べています。先ほど申し上げましたように、国民の同じ税をいただくということにしても、負担感という点についてどう摩擦のないほうがよからうか、こういうふうな考えを述べて、租税負担率全体とすると多少上がり過ぎになりはしないかというふうには思ひますが、直接税についてはこの上とも軽減の方向をとりたいと、かように考えております。

○渡辺武君　私の伺つた御趣旨がよくおわかりになつておられないようですね。けれども、私の伺ひたいのは、その直接税減税の内容なんです。いわゆる物価調整減税程度の減税を考へておられるのか、それとも、何千億減税というふうな形で打ち出すいわゆる大幅減税ですね、こういう点を考へておられるか、その点を伺つています。

○国務大臣(福田赳夫君)　それは、私からいまこの席で申し上げるわけにはいかないのです。税制調査会というものがあつて、なかなかこの関係は機微なものがあるのであります。税制調査会におはかりいたしましたその意見を聞く、また、その他の各方面の意見も聞いて、直接税減税の大綱をきめていくという、こういう手順があるのであります。

○渡辺武君　手順はそのとおりだと思ひますが、大臣は減税する減税すると盛んに言われておりますが、しかし、先ほど言いましたように、四十三年度の「長期税制」についての答申では、平たく言へば、今後何千億減税というふうな大幅減税はや

らないのだ、もうその必然性はないということを書いてあるわけですから、大臣のお考えを伺っているわけです。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、その御指摘の税制調査会の答申、おそらくそれに税制調査会がこだわっていると思いません。また、一応「長期税制答申」が一段落をしたというふうな段階で新たな角度で御検討くださる、かように考えております。

○渡辺武君 いずれにしましても、今年度戦後最大の大増減税だといふに言われておりますけれども、平年度でいえば二十四百六十億円ばかりの減税に比べて、いわゆる自然増収ですね、主として直接税からあがってくるわけですから、これが一兆四千億をこえているというところから見て、従来のいわゆる直接税の減税というのは、物価の値上りに伴う名目所得の増額、これを背景としての実質上の増税になっているというの、大臣も先ほど言われましたように重税感に非常に強いということばで表現されましたけれども、そのことば自身が物語っていることじやないかと思うのです。それに加えて、これから先、間接税中心の税制体系に移行するというようなことになりまると、国民に対しては非常に大きな重税になってくる。しかも、その背景にあるものが、先ほど申しましたように、今後の日米共同声明に基づく軍事費の増大、あるいは海外支出の増大というふうなところが中心になってくるというふうに私も考えざるを得ない。

そこで、間接税について伺いたいのですけれども、私、六十一国会のこの委員会で大蔵に御質問しましたときに、大臣の御答弁で、間接税中心の税にする必要はあるけれども、間接税は物価を引き上げるので、物価が安定するまではなかなか実現はむずかしい、よく検討したいという御趣旨の発言をされておられます。ところが、先ほど、戸田委員に対する御答弁の中では、四十六年度から間接税中心の税制に移行する考えだといふ趣旨の御答弁をしておられますが、一体四十六

年度から物価が安定するというふうな考えておるかどうか、物価問題との関係で間接税中心の税制への移行というのはいづごろと考えておられるのか、その点を伺いたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、いま戸田委員に對して、四十六年度から間接税を実施するというふうには申し上げていないのであります。これは、ことしから勉強しまして、そして結論を得なければならぬが、さしあたり取り急ぎ問題がある。それは何かという、道路計画の財源不足をどういふふうにしてまかなうかと、こういう問題がある。そこで、その不足が出てくるかこないか、これもまだ来年の財源を見なければならぬとも申し上げたわけでありまして、あり得べき財源不足に對して備える、こういう必要があつて、これはまた一般の間接税の問題とは別個の問題になる。しかし、その際におきましても、物価に悪影響があるような施策であつてはならぬ、こういうふうな考慮をおるのでありまして、まあ物価問題には最大の注意を払いながら税制といふものをやつていきたい、こういう基本的な考えであります。

それから四十六年度において物価が安定するというような、こういうような考え方はいたしておりません。

○渡辺武君 どうも、時間がなくて論議できないので残念ですが、それでは、間接税中心の税制といわれる場合の内容ですね、これを具体的に伺いたいと思います。たとえば、いままでの、酒税とかたばこの税金ですね、あるいは砂糖消費税というふうな、従来ある個別の間接税を見直しのこれに改めていくという形にするのか、それとも、いまもちょっと言われましたような、さしあたるの、たとえば自動車新税のような新しい間接税を創設するといふような形で考えておられるのか、あるいは、売り上げ税、付加価値税などのような一般的な間接税体系を創設するといふような形のものを考えておられるのか、その点を伺いたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) 一般的な売り上げ高税

といふようなことになる、これは物価に直撃的なね返りを見せるであらう、こういうふうな考えます。これは非常に慎重な配慮を要すると思ひます。しかし、先ほど申し上げましたような当面の問題があるわけでありまして、そういう問題は、これはもう一般的な問題と切り離して考えた、こういうふうな存じているわけでございます。

いづれにいたしましても、私は、いまおことばがありましたが、間接税中心といふふうには考えていないのです。そうじゃないけれども、直接税が今後傾向的には税のシェアがだんだん大きくなる。今日六五%であります、さらにさらに大きくなるであらう。これは国民に負担感というところを大きく植えつけるわけでございますから、それは避けていかなければならぬ。それにはまあ間接税も取り入れなげなやならぬ。直接税の減税を行なう財源をどうするかというのを考えるにいたしましても、間接税構想といふものは取り入れていかなげなやならぬ。そういう意味の間接税構想であります。間接税をわが国の税制の中心にしよう、そういうようなことは毛頭考えておりません。

○渡辺武君 そうしますと、付加価値税もしくは売り上げ税といふようなことについてはさしあたり考えていないという御趣旨ですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これにつきましては、非常に慎重に取り扱いたい、かように考えております。

○委員長(栗原祐幸君) 本件の質疑は、この程度にとどめます。

○委員長(栗原祐幸君) 次に、利率等の表示の年利建て移行に関する法律案を議題といたします。本案につきましては、三月五日質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案の問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(栗原祐幸君) 次に、昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま議題となりました昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、昭和四十五年度の税制改正において、内国税に關しましては、最近における国民負担の状況及び経済財政事情を勘案して、所得税負担の大幅な軽減により平年度約三千五十億円の減税を行なう一方、法人税負担を引き上げるとともに、利子、配当課税をはじめとする租税特別措置の整理合理化等をはかりたいと考えております。また、関税に關しましては、わが国を取り巻く貿易環境の変化及び国内産業の動向等に対応するため、関税率及び関税の減免制度につき所要の調整を行ないたいと考えております。

これらの税制改正のための諸法案につきまして、今国会において逐次御審議をお願いいたすわけでございますが、これらの税制改正に先立ち、さしあたり二つの措置を講ずることが適当であると考え、ここに、この法律案を提出いたしました次第であります。

まず、第一は、昭和四十五年度の税制改正のうち、国民の期待の大きい所得税の減税について、その効果をすみやかに及ぼすこととあります。

すなわち、昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に支払われる給与所得及び退職所得につきまして、別途、所得税法で改正を予定いたしております基礎控除等の各種控除の引き上げ、給与所得控除の拡充及び税率の緩和を繰り込んで計算した源泉徴収税額表により所得税の源泉徴収を行なうこととしております。

第二は、租税特別措置法、物品税法の一部を改正する法律等及び関税暫定措置法に規定されております内国税及び関税に関する特別措置のうち、昭和四十五年三月三十一日にその適用期限が到来するものについて、その期限を四月三十日まで延長することとあります。

すなわち、この法律案によって適用期限が延長されるものは、租税特別措置法におきましては、利子所得に対する所得税の分離課税、配当所得に対する所得税の源泉選択課税、中小企業者の取得する土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減等の措置、物品税法の一部を改正する法律等におきましては、トランジスタテレビ受像機、電子楽器等に対する暫定的非課税または税率の軽減等の措置であります。また、関税暫定措置法におきましては、農林漁業用重油の免税、国産原油の購入にかかる関税の還付等の減免、還付制度のほか、バナナ、石油化学用揮発油、トウモロコシ等四百九十九品目に対する暫定税率の適用であります。

以上、昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(栗原祐幸君) 次に、補足説明を聴取いたします。細見主税局長。

○政府委員(細見卓君) 補足して御説明申し上げます。

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げたいと思います。

この法律案は、本年四月中に支払われる給与所得及び退職所得に対する源泉徴収の特例と、それから本年三月三十一日に期限の到来する内国税及び関税の特別措置等の適用期限を暫定的に四月三十日まで延長することとの二つをその内容としてしております。

まず、源泉徴収の特例について申し上げます。昭和四十五年四月分の給与所得と退職所得につきまして、従来の税額表にかえて、この法律案の別表として定められている税額表によって源泉徴収を行なうことといたしております。

この昭和四十五年四月分の給与所得の源泉徴収税額表は、昭和四十五年度の税制改正の一環として改正を予定いたしております基礎控除等の引き上げ及び税率の緩和等を繰り込んだところで計算しているものであります。これにより所得税の負担は相当に軽減されまして、夫婦三人の給与所得者を例にとりましますと、現在おおよそ月収七万八千円未満であれば源泉所得税を納めなくてもよいのであります。この法律案によりましますと、おおよそ月収八万七千円未満であれば源泉所得税を納めなくてよいこととなるのであります。

また、昭和四十五年四月分の退職所得の源泉徴収税額表も、給与所得の場合と同じように、改正が予定されている税率の緩和を繰り込んで計算してあります。

次に、本年三月三十一日に期限の到来いたします内国税及び関税の特別措置等の適用期限の延長

について申し上げます。

この法律案によって適用期限が延長されます特別措置等のうち、内国税に関するものは、租税特別措置法及び物品税法の一部を改正する法律等に規定されているところであります。租税特別措置法においては預貯金等の利子所得に対する分離課税及び税率の軽減、少額国債の利子の非課税、配当所得に対する二〇%の税率による源泉選択課税、一銘柄五万円以下の配当所得についての確定申告不要制度、配当等にかかります配当所得の源泉徴収税率の軽減、中小企業者の取得する土地の所有権の移転登記に対する税率の軽減、法人の合併の場合の登記の税率の軽減等の十一項目の措置、物品税法の一部を改正する法律等においてはトランジスタテレビのうちカラーテレビ及び十三型以上の白黒テレビ並びに電子楽器の非課税及び温蔵庫、白黒のマイクテレビ等に対する税率の軽減措置がその内容となっております。また、関税に関するものは、関税暫定措置法に定めらる農林漁業用重油の免税、国産原油の購入にかかる関税の還付等十二の暫定減免・還付制度及び四百九十九品目の暫定税率であります。この暫定税率の内訳を申し上げますと、第一に、暫定増税となっておりましますものがバナナ等十九品目、第二に、暫定減税となっておりましますものが石油化学用揮発油等四百六十八品目、第三に、暫定的に関税割当制度を適用しておりますものがトウモロコシ等十二品目となっております。

これらの内国税及び関税に関する特別措置等につきましますと、適用期限をいずれも本年四月三十日まで延長しようとするものであります。

以上をもちまして、昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案につきましての補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(栗原祐幸君) 本案の自後の審査は、後日に譲ることといたします。

○委員長(栗原祐幸君) 次に、国税通則法の一部

を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言願います。

○上林繁次郎君 今回の通則法の改正の提案理由を見ますと、こういふふう書いてあります。最近における社会・経済の諸情勢の進展に対応するため、こういふふうにあるわけですが、大蔵委員会で大蔵大臣はまたこういふふうに出ておられます。協議団に対するいろいろの批判、見方が出てきておる。だから、審判所に切りかえるのだと、こういふようなことを言っているわけですが、この点何がちょっと食い違ふような感じがするわけですが、この点はどうかということですが、それからこの批判とか見方とかいうことを大蔵大臣は言っておりますけれども、その批判とか見方というのはいくつものものをさしているのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(細見卓君) 税制改正の一環と申しましますのは、たとえば更正の請求期間のようなものにつきましますと、従来は一月ないし二月でありましたものを一年にするというふうな、具体的に納税者の権利を拡張する方向で改正いたしておるものもございます。

〔委員長退席、理事沢田一精君着席〕さらに、基本的には、納税者が、経済現象が複雑になつてまいりまして、税法の適用等におきまして従来の通達をもっては押し切れないいろいろな複雑な経済現象というのが出てまいります。そういうものにつきましますと、一律な課税を受けるのではなくて、それぞれ個別な事情を非常に自由に主張できるといふような体制をつくること、やはり税務行政の民主化という上において非常に重要なものであるというところで、その意味で全体としての税制改正の一環あるいは納税者の権利を擁護する方向での税務行政の大きな方向に沿った措置であるという意味で申し上げておるわけでありまします。

それから従来のそれでは協議団に対してどういふ批判があったかということでありまします。私も率直に申し上げまして、各行政機関が持つております不服処理あるいは審査の処理につきまします

ての体制として、税務において協議団制度というものがシャウブ勧告によつてはありますが発足いたしまして、とにかく第三者的にあるいは合議的に審理ができるようになっておるといふことは、日本の行政機構の中におきましてはかなり進歩した制度であつたと思つておられますが、裁決権が国税局長にございます。つまり執行部のほうにありましたものですから、執行をやつておる人と同一人であつたといふことから、どうしても協議団の審理というものが裁決に直接反映しない、つまり主管部の影響というものがあつて度強いといふこと——實際はかなり運営において改善はされてきておつたものではあります、そういう批判があつたといふことも事実でありますので、そういう点を顧みまして、今回は、いわば国税庁長官が持つておられます不服審判といふか、不服の処理に関する権限をそういう課税徴収の直接の系統から切り離しまして、不服審判所の系統に総括するといふ形で、そういう課税関係の官署からの影響を遮断した、その意味で大きく民主化されておる、あるいは納税者の権利擁護の方向に一歩進めたものと、かように考えておるわけでありませう。

○上林繁次郎君 そうしますと、協議団制度から不服審判制度に移行する、この制度が確立された場合、いままでの批判、こういうものが解消され、また、国民の権利救済が保障されるというふうに考えているわけですね、その点をほつきりと。

○政府委員(細見卓君) これはあるいは政務次官からお答え願ふこともありませんが、私どもは、今回こういう制度の改正をお願いしてこういう案を提案いたしておりますのは、そういうものの根絶の方向へ大きく一歩を進めるゆゑんであらうと考えておるわけでありませう。

〔理事沢田一精君退席、委員長着席〕
○上林繁次郎君 まあ批判の理由はいろいろあると思うんです。そこで、先ほど大蔵大臣が直接税から間接税に移行するというような意向を漏ら

したわけですが、こういう問題も納税に対するトラブルをなくしていく一つの原因になるかもしれない、こういう感じもします。とにかく、いろいろと批判を受けてきた原因といふものはあると思ひます。たとえば最近新聞をにぎわしてあります脱税問題、こういう問題も納税に対する国民の不信感を買つておると、こういうふうにも考えられるわけですね。そこで、こういう機構といふものを分離してつくるということもけつこうだけれども、そういう面で、たとえば申し上げたとおり脱税問題、こういう問題をもつと強力に解決していく処置、方法といふものがとられていかなければ、国民の納税に対するトラブルといふものはなかなか解消できないんじゃないか。いわゆる納税に対する一つの不信感、こういうものが国民にあると思うのです。その辺のところをどう考へておるか、いかがでございませう。

○政府委員(吉國二郎君) 現在の納税に対する国民の感情といふものの中には、実際の納税に不公平感があるのではないかといふ問題に端を発した不信感が相当程度あるといふことは、御指摘のとおりだと思ひます。現在、税務行政といたしましては二つの方面でこれを解決する方向をとつておるわけでありませう。一つは、納税者自身の申告の正確さを高めるといふことだと思ひます。これは、本来、申告納税のたてまえをとつておりますので、最もよくみずからの所得を知つておるのは納税者でございませう。したがつて、納税者の申告が正しく行なわれれば、本質的には問題は解決するわけでございますが、それについて申告納税の意義その他がまだまだ徹底していない面があると思ひます。そういう意味では、政府のPRの諸施策等に不十分な点があるかと思ひます。したがつて、税務署の行政におきましても、いわゆる申告援助と申しますか、申告を正しく出すという方向の行政、これを強めていくということが第一。第二点では、それは申しながら、現実世俗的に言われておりますいろいろのことはございませう。事業

所得者の申告が不十分ではないかという意味の言説が相当に行き渡つてゐる事実もございませう。したがつて、できるだけ効果的な能率的な調査を実施をいたしまして、その不適当な申告を是正するといふことにさらに一段と努力をする必要があると思ひます。ことに、大口の脱税者といふものが放置されているといふことは、国民に対する影響が非常に大きいといふ点からも、現在強制捜索を許されておられます査察の人員といふものを最近少しづつではございませうけれども増加をさせまして、査察の陣容を強化するといふことで、悪意の有意の脱税者に対してはきびしい措置をとる、同時に、税の不知その他によつて、悪意ではないにしても、正しくない申告を出しておる者に対しては、その後の申告が正しく行なわれるような指導を加味して行政を行なつていく、こういうことで地道な努力を払つていくことが必要だと思ひます。同時に、国民全体が、納税といふものが、現在においては、いわゆる昔の権力関係といふものよりは、みずからの選んだ国会議員——国会によつてできた法律をみずから実行するといふ意識を早く高めるといふことにさらに大きな努力を払ふ必要がある、かように考えておるわけでございます。

○上林繁次郎君 それでは、具体的な問題に入つていきたいと思いますけれども、いままで各年度においてなされた審査請求件数はどのくらいあつたか、それからそれを各協議団別にするとどういふことになるか、この点をひとつ……。

○政府委員(吉國二郎君) 四十二年におきましては審査請求の発生件数は全体で一万二千四百二十件、四十三年度は一万八百三十三件でございませう。このうち、全部申し上げてもいいんですけれども、おもひ立つたところを申し上げますと、四十二年におきましては、東京国税局管内では三千四百九十二件、それから大阪局管内では三千六百五十八件、名古屋国税局管内では千五百十三件、関東信越国税局管内八百九十一件、広島局管内七百六十

七件、以下ほかの局におきましては大体三、四百件といふことになっております。これに對しまして、四十三年は、若干様子が変わりました、東京国税局管内は三千二百三十七件、大阪局管内が二千五百五十九件、名古屋局管内が千二百七十三件、関東信越管内が七百八十件、広島局管内が七百六十五件、その他の局はほぼ同じといふかっこうになっております。

○上林繁次郎君 年度内において処理ができなくて、次年度に繰り越されたもの、こういうものがあると思ひますけれども、そういう件数をこれも年度別にお知らせ願ひたい。

○政府委員(吉國二郎君) 審査請求で申し上げますと、四十一年から四十二年に繰り越されました件数が八百六十二件といふことになっております。それから四十二年から四十三年に繰り越されました件数が一万二百二十三件といふことになっております。

○上林繁次郎君 そうしますと、繰り越された分と審査請求の件数と、どうですか、そう変わりが無いといふことじゃないんですか。相当な数を占めるですね。

○政府委員(吉國二郎君) 御指摘のように、毎年の発生をほぼこなして、繰り越しは漸次それを減らしていくという傾向にございませう。で、現在の状況でございませうと、四十四年から四十五年へ繰り越す件数は、おそらく五千件程度に減少すると思ひます。四十三年から四十四年に繰り越しました件数が、いま申し上げましたが、約七千九百件程度でございませう。だいたい減つてまいつております。したがつて、これはそれが五千件程度に減少いたします。そういういたしますと、今後の発生件数にあわせてこの繰り越し件数をこなしてまいりますと、これはほぼ三、四年で漸減するといふ感じにございませう。

○上林繁次郎君 相当な件数が繰り越されているといふことだけは間違いないわけですが、それでも、

その原因ですね、なぜそういうふうになくさんのものが繰り越されているのかということなんですけれども、その点を……。

○政府委員(吉國二郎君) 一つは、御承知のとおり、法人税等は、随時発生をいたしますので、年度末近く発生したものは当然繰り越しになってしまふという経過的なものが一つございいます。

それから二番目には、審査請求にかなり時間がかかるものがあるという点だと思ひます。この時間がかかります点は、たとえば一年以上未決のまま残っておりますものの中をいろいろ調べてみますと、査察事件で刑事訴追を受けて、しかしその内容について不服があるからということで、異議を申し立てておるもの、あるいは審査請求をしておるもの、あるいは、その前年度に訴訟事件が起きておりました、同じ内容の課税決定があったと、これに対して審査請求をしておる、したがって、その訴訟推移を見なければ審査ができないというふうなもの等を合わせまして、約五〇%以上を占めております。そういうことで、審査請求の性格から申しまして、処理を遅延せざるを得ないものがあるというところが第二番目の原因ではないかと思ひます。

○上林繁次郎君 ところで、たとえば昭和四十三年においては一万八千三百三十三件の審査請求があったということですね。これをこの定員から見ますと、百五十名の審判官で担当するわけですから、これを振り分けますと、一人年間百件ぐらい、三日に一件、まあこういうような割合になるわけですが、けれども、こういう状態で十分な調査、審判ができるかどうかという人的な問題、こういった点はどうかということですね。

○政府委員(吉國二郎君) 審判官の数は百五十名でございいますけれども、同時に、副審判官、審査官という要員が置いてございまして、副審判官は、審判官を助けてその事務を補佐するという職務を持っております。審査官は、審判官、副審判官の命を受けて事務の整理に当たる、事実上調査その他を担当するわけで、そういう意味で副審判官が

百三十三名、審査官が百三十八名おりますので、合計で審判所長以下三百七十七名という数字で考えをいたさなくてはならないかと思ひます。もちろん、合議をもちつて最後の判決の案をつくる者は、三人の審判官、場合によっては審判所長の指定した副審判官が参加いたします。最後の判決はそれとてまゐるのとは事実上でありますが、その前段階の調査あるいは下調べ、これは裁判所と同様に、審査官、副審判官等がこれを担当いたしますので、従来の協議団がちょうどこれと同じ人数でやってまいりましたわけでありまして、昨年の実績等で見ますと、一年間に一人当たりでこなしました件数を考えますと、今後審査請求が若干減りぎみであるということからいたしまして、この人数でさしあたり支障はない、かように考えておる次第でございいます。

○上林繁次郎君 さしあたり支障はないということですが、それとてまゐるのとは事実上でありますが、その前段階の調査あるいは下調べ、これは裁判所と同様に、審査官、副審判官等がこれを担当いたしますので、従来の協議団がちょうどこれと同じ人数でやってまいりましたわけでありまして、昨年の実績等で見ますと、一年間に一人当たりでこなしました件数を考えますと、今後審査請求が若干減りぎみであるということからいたしまして、この人数でさしあたり支障はない、かように考えておる次第でございいます。

○政府委員(吉國二郎君) 二月二十七日に御提出をいたしました「定員配分予定表」、これは予算

請求その他の基礎としてつくられたものでございしますが、従来の審査請求の実績をかなり機械的に最小二乗法で引き伸ばしまして件数を推定した関係があります。先ほど御説明いたしました、四十二年度では大阪のほうで件数が多い。しかも、四十一年度になりまして、東京の二千八百八十二件に對しまして、大阪は四千五百一十一件であります。そういう関係で、急速に状況は変わつてきておりますので、私どもはこの「配分予定表」をつくります当時は、まだ十分にその点を勘案するといまがなかったわけでございます。正式に法案が成立をいたしました際には、あらためて精密に考え方を詰めて再修正をしたい、実際に合わせたといと考えております。

○上林繁次郎君 その点、やはり一つの問題点でもあると思ひますので、これはひとつがっちりとするべきではないか、こう思ひます。

それで、何といひましても、通則法の問題点でございいますけれども、今度国税庁と審判所が別個の立場といひますか、独立した立場で審判所が発足する、こういうことなんですけれども、確かに機構の上では一歩前進だと思ひます。だけれども、私は、やはり人事の問題が何といつても大きな問題になってくるのではないかと思ひます。人事においていままでと何ら変わりのないような状態ならば、これはさっぱり変わりやうがないわけですから、それでなくとも、同じ一穴のムジナだと言われている。今度、へたとすると、二穴のムジナだと言われかねない。こういうことで、この点、今度、審判所長の任命権は大蔵大臣にあるわけですね。

○政府委員(吉國二郎君) 大蔵大臣の承認を得て国税庁長官が任命いたします。

○上林繁次郎君 ところで、審判所長の人事については、いろいろな立場、角度から考えてこの人選をしない、また問題がある。そこで、どういった基準でこの審判所長の任命をどういふ人を選んでくるかということ、簡単に言えば、その考え方について……。

○政府委員(吉國二郎君) 大蔵大臣の承認を得る問題でございいますので、私が勝手に申すのはいかかとは思ひますけれども、一般的な考え方としてはおそらく大蔵省も同じお考えだと思ひますので一応申し上げたいと思ひます。

審判所長は、もちろん法律、経済について深い知識と経験を持たれた方であり、また、審判所そのものを運営していかれる能力を持たれた方という、人格的にもすぐれた方である必要があるように思ひます。審判所長みずからの名において裁決はされますが、その内容は合議によって決定されるわけでございますから、そういう意味では、税の全くの専門家である必要はなく、むしろ一般的な学識経験の高い方を選ぶべきではないか、かように考えておるわけでございまして、もちろん成立と同時に選ばれる第一代の方は、部外から、主として関係の学会と申しますかの方が一番適当ではないかと考えますが、いまのところまだ法案の段階でございいますので具体的な人選には入っておりませんが、大体的な考え方はそういう考え方で進めております。

○上林繁次郎君 政務次官、ひとつ……。

○政府委員(藤田正明君) いま国税庁長官が申し上げたとおりでございまして、制度の趣旨を体しまして、人格識見のすぐれた人物を民間から起用したい、かように大蔵省は考えております。

○上林繁次郎君 ところで、まあ理論的には確かにそうあるべきだと思ひます。しかし、現実的には、すぐれた学識経験者、いま売り出しのそうそうたるメンバーをこの座に据えようということになりますと、いろいろな問題が起きてくるだろうと思ひます。まず給与の問題にしてもさうだろうし、なかなかこれは理論のように簡単にはいかないという感じがするわけです。その辺をどのように割り切っていくか、手を打っていくかということになると、非常にむずかしい問題だと思ひます。その辺に自信があるのかないのか。自信がないのに、幾ら理論的にこうであると言つても、それは何にもならぬのであつて、その点をひとつはつき

りしたものを聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(吉國二郎君) 御指摘のとおり、公務員の給与制度が一般の給与に比べて低く、公務員があたりするようないいこととされています。

そこで、今度の国税審判所長にできるだけりっぱな人を迎えるという意味では、この点で人事院等に非常に配慮を願ひまして、所長は指定職の甲という事で予算の請求をいたし、それが認められております。指定職の甲と申しますのは、これは決してまあ高いとは思いませんけれども、各省の次官、外局の長官までのものとございます。最低が一号俸で月額で二十四万円、これに若干の手当がつきますが、そういうことで、政府内ではいわば最高級の俸給を認めてもらったわけでございます。これは、ちなみに、国立大学でも、学部長の場合に指定職の乙でございます。指定職甲になるのは、学長というより地位にならないとならない。そういう意味では、まあ相当な方が給与としては迎えられる体制をとっているわけでございます。

○上林繁次郎君 あまり長くなつてもあれですけども、しかし、その問題も、確かにいまのお話もわかりますが、理屈どおりにはいかならないものでしてね。ですから、簡単に解決できる問題じゃないと思うのです。で、いま一線で働いてがんばっておるような方、こういう方はちょっと無理ではないかという感じがするわけです。ですから、定年になるようなそういう立場の人たちが選ばれてくるような感じがするんです、外部からということになるとですね。その点はひとつ前向きな姿勢でもって取り組んでもらって、そういう優秀な方を引っぱってきてもらいたい、こう思います。

次に、逐条的に若干伺いたいと思うのですけれども、六十三条の四項の差し押えまたは担保提供の場合、「二分の一に相当する金額を限度として、免除することができ。」と、こうあるわけですね。そうしますと、二分の一を限度ですから、三

分の二の場合も四分の一の場合もあると、こういうことになるわけですね。その点はどうでしょう。

○説明員(早田肇君) 六十三条四項におきまして今回とりまいた措置は延滞税の軽減でございますが、現在、国税が滞納になりますと、滞納の日からまず日歩二銭の延滞税がつくわけでございます。確定申告のような場合でございますと、申告期限から一カ月経過いたしますと、その二銭にさらに加えて、なるべく早く納付を完了していただくという意味で間接強制的にさらに二銭がつく。したがって、原則的には、利子相当分の二銭、それから具体的に税金を納付していただく日から一カ月たつと、さらに間接強制部分として二銭がついて、合計四銭になるというわけでございます。これは、確定申告の場合でございます。今度更正があったという場合は、更正があった日から一カ月たつた日が具体的に税金を納付する日になるわけでございます。その具体的に納付する日からさらに一カ月間税金を完納されませんと、その日から四銭になる。したがって、更正の日から二カ月、申告期限から更正をいたしまして二カ月たつ日までですべて二銭で、その日以後が全部四銭ということになるわけでございます。この二銭部分、要するに納付を間接的に強制する部分について、この四項で、今回新しい措置をしておるわけでございますが、これは、現在でございますと、滞納になってそのまゝ一カ月たつて差し押えをする。差し押えいたしまして、さらに四銭つく。しかし、差し押えと申しますのは、間接強制以上の直接強制でございます。現実には国として債権確保措置がとられたわけでございます。その部分についてさらに納付を間接的に強制する上積みは二銭部分をつけておるといふこともいろいろ問題もありません。納付する納税者のほうにとつても、その部分についてまた納付に苦しむというやうなことがございます。具体的に国が債権を確保する措置がとられた場合には二分の一にする。二分の一にしますというところは、四銭の二分の一

で、つまり利子部分はいただきますが、納付は間接的に強制する上積み部分の二銭を免除するということになっております。

○上林繁次郎君 そうしますと、これは単純な質問かもしれませんが、担保のないような人に対するときにはどうなりますか。

○説明員(早田肇君) 担保がないと申しますか、本件の場合には国がすでに差し押えいたしましたので、担保提供があるのと同じで、国が直接的に債権確保措置を講じた場合でございます。

○上林繁次郎君 そこがちょっとわからないですね。この項は、差し押えと担保の提供です。ね。そういうものがない場合があるはずですね。

○政府委員(吉國二郎君) 御質問の趣旨は、おそらく差し押え財産も担保もない場合には日歩二銭が免除されないのではないかというお話だと思ひます。いま三課長が御説明申し上げましたように、現在の法制では、差し押えと利子を高めるといふ間接強制が実はダブっているわけでございます。古くは延滞税は、延滞金というものがつけられまして、差し押えをいたしますと延滞金はそのまま停止という税制がございました。つまり、当時は、延滞金というのは、利子という観念がございせん。でも、もっぱら強制のためのものとして考えられておりましたので、差し押えをいたしますれば直接強制するわけでございますから、延滞金とまるといふ考え方がなくなったわけでございます。したがって、現在のように日歩二銭というのは常に利子部分であるという考え方ができたので、上積みは二銭だけが従来の延滞金に相当すると考えていいわけでございます。そういたしますと、間接強制の方法として金銭でいくか、物の差し押えでいくか、どちらかをとらうという法制でございますので、差し押え物件がない場合はどうしても利子のほうでいかざるを得ない。そこで四銭が残ります。それに対して、直接差し押えした場合には、そのほうの強制がございまして、ダブルことはやめて二銭に軽減する、こういう制度をとりましたので、御指摘のように、財産のないものに

ついては日歩四銭という強制的な意味の利子の加算は免除するという結果になるわけでございます。

○上林繁次郎君 次にいきますが、七十五条の四項の第三号ですね、ここには、正当な理由がある場合には異議申し立てをしないで審査請求ができる、こういう項のようですが、これは具体的にどういふものがあるか答えていただきたい。と同時に、いままでの例からいって、正当な理由というふうな納税者側のほうは考えるわけですが、それで審査請求をした。けれども、四十三年度には千三百七十九件却下されておる。このような場合、救済はどういうふうにしていくのか。

○政府委員(細見卓君) 「正当な理由」の具体的な事例につきましては、税制三課長からお答え申し上げますが、そういう形で訴訟のほうは却下された場合におきましても、審査請求は当然有効でございますから、不服申し立てなりあるいは審査の請求なりということではございまして、その場合に、多くの場合審査請求なり不服申し立てなり異議申し立てというやうなことで訴願前置をいたしておりますのは、そもそも訴願前置の精神でありますところの、事実問題についての具体的な確定というやうなものは、主として審査請求あるいは異議申し立ての段階で処理して、法廷においては、むしろそこで処理できなかったより高次の問題を処理したいという、つまり訴願前置の根本精神から来る裁判所の判断があつて、多くの場合、そうして出訴されたものは事実問題がからんでおる。単なる法律の解釈じゃなくて、事実問題がからんでおる。しかも、それを飛ばして出訴しなければならぬほどの緊急の事態というやうなものも考えられないというところで却下になつておるのであるかと思ひます。そういうわけで、権利救済の道はこの訴願前置の段階を経たいということによつてその道は閉ざされておらないというわけでございます。

○説明員(早田肇君) 「正当な理由」について御説明申し上げます。たとえば法人税で、青色申告者が、この場合に

それについて更正がございまして、青色申告者でございまして、直ちに審査請求をすることができ、審査請求をいたします。したがって、法人税の案件については審査請求に回す。その場合に、たとえばその法人税の更正の原因が認定賞与の問題で、その認定賞与につきましては、所得税の問題で、かつ青色申告ではございまして、原則として異議申し立てをしなければならぬわけでございます。これは事柄が事実上一体でございます。そういう場合には、異議申し立てを経ないことにして、一回目の更正については審査請求に行か。その場合に、二回目の更正につきまして、原則的に白色であれば異議申し立てを通過しなければなりません。そういう場合は異議申し立てを通過しないで、直ちに審査請求しても、この「正当な理由」というもので十分カバーできると思われる。大体、例としてはそういう例が多いわけでございます。

○上林繁次郎君 次に移りますが、七十七条「不服申立期間」で、この四項ですけれども、一年を経過した場合には不服申し立てをすることができない、こういうことなんです。その場合に、これもやはり「正当な理由」が問題だろうと思うのです。で、具体的に判断の基準をこの点についてひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(細見卓君) 最初に、先ほどの私が答弁いたしましたのは、正当な理由があつて訴願を飛ばして出訴する場合だと誤解いたしましたして答弁いたしました。その点は訂正させていただきます。それからこの問題につきましては、「正当な理由」というのは、それこそ具体的にその事案について判断すべき事柄でありますので、一がいに申し上げることはできないかと思いますが、通例考えられますのは、たとえば、ある行為について、裁判とか、あるいは、そのほかの、納税者にとって予期しなかつた事態によってその取引関係などが否決されると申しますか、存在しないものとされたというふうな事態がございまして、それが正

当な理由になるというわけでございます。

○上林繁次郎君 次に移りますが、七十九条「国税審判官等」の第三項ですけれども、これによりまして、副審判官は所長の指名で審判官の職務を行なうことができる、こういうことになっているわけですね。その指名の基準、資格、こういうものについては何も定められていないのですが、この点はどうか。

○政府委員(吉國二郎君) 現在考えております副審判官の処遇等におきましては、審判官の一番下の職給と同等の職給を持つ副審判官も置くようにいたしております。つまり、副審判官の中には、若くてそこまで行けないけれども、実力は非常にすぐれておるといふ者もあり得ると思ひます。そういう点から、具体的に国税審判所長が判断をいたしまして、審判官たるの職務を行なつても差しつかえないと認定した者を指名するという予定でございます。今後は、今具体的な指名の方法として固めてまいりまして、審判所長からの訓令等で明らかにしたい、かように考えております。

○上林繁次郎君 そこで、この副審判官の方たちは、大抵行政機関につながる方が多いということなんです。こういう方たちが審判官の職務を行なうことができるということになりますと、やはりいままでは何ら変わりがないようにお話を聞かすんじやないか、こういう感じがいたしますが、この点をもう少し詳しくお聞きしたい、国民の側から見て、いままでは変わらなないじやないか、こういうふうなことになるんじやないか、こう思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(吉國二郎君) 副審判官につきましても、確かに審判官とはやや趣を異にいたしまして、税務職員との交流を考へざるを得ないという点があると思ひます。ただ、御承知のように、国税不服審判所も、所得の実態を把握するといふ面では、税務調査と非常に似た点がございまして、そういう意味では、税務調査にたんのうな者が含まれてい

副審判官、審査官というものが取り入れられていゝるわけでございますが、その副審判官の中から、適当な人は将来そのまま審判官になり得る道も開くべきだと思ひますが、そういう意味で副審判官の中にはこの不服審判所の仕事に従事して最も適性を示す者も生じてくると思ひますが、そういう意味で指名その他を十分に考慮いたしまして、むしろ将来の審判官の供給源の一つとしても副審判官を考へていくということが自然ではなからうかと思ひますが、十分に注意をして人選をいたす考へてございまして。

○上林繁次郎君 十分に注意をしていく必要があると思ひますけれども、私が言うまでもなく、御承知のとおり、副審判官といふのは、行政機関とつながっている、絶えず出入りをしていゝる、どつちかと言へば行政機関側である、こういう見方を考へれば、これは国のほうとしてはそういう考へ方ではないかと思ひますが、国民の側からすれば、そういう考へ方をせざるを得ない。といふことは、自分が不利な見方をされたときには、どうしてもそういうことになると思ひます。また、そういう行政機関に

はつきり言ひますと、また行政機関にこの審判所から戻るといふような立場であると思ひます。すよ。そうすると、そちらとの関係性なんかも出てきて、やはり公平ないわゆる見方といふのはできないんじやないか、こういうふうな感じもするわけですね。で、それから、そういう意味からも、この点はもう一歩明らかにすべきだ、こういうふうな思ひます。

○政府委員(吉國二郎君) 確かに、御指摘のように、人事が仕事に影響するといふ面は否定するわけにはまいらぬと思ひますが、ただ、これはまあえみそになりますけれども、税務職員といふのは非常に職務に忠実でございまして、その職場に行けばその職務の仕事を全力をあげてするといふ風がございまして。現に協議団の中にも、いま一つ穴のムジナと申されておりますけれども、協議団の議決いたしました案件について担当部局と意見が違ふといふのは相当たくさんございまして。そ

いうことは、現在も一つ穴のムジナと言われて協議したつてゐる職員が、やはり納税者の権利救済といふ立場で再審査に当たつてゐるということの意味してゐると思ひますので、今後は原局との関係も断ち切られますので、一そう自由な立場で審判ができるという点では、私は、人事の点についても十分配慮いたしながらそういう風を審判所の中に育てていくという努力によつて解決し得る面が多いのじやないかと思ひますし、もちろん副審判官にもでき得れば部外からの採用を考へるべきだ、かように考へております。

○上林繁次郎君 九十六条の「(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)」の納税者の閲覧請求権についてはどのように運用していくかといふこととすね、この点についてひとつ……。

○政府委員(吉國二郎君) 従来からの行政不服審査法の規定によりますと、審査請求人は、原処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができるといふたてまになつております。ただ、その場合に、税の關係では、取引先その他第三者の利害に關する部分が相当ございまして、正当な理由あるときには閲覧請求を承認しないことができないといふたてまもあつてゐると思ひます。従来閲覧請求がありましたが実績はあまり数はないと思ひますが、四十一年の実績をとつてみますと、四月から十二月の間に約三百件ばかりの閲覧請求が行なわれております。今後は、税務署から弁明書その他の書類を出させるということになりますので、閲覧請求に應ずる余地もかなり多くなると思ひます。そういう点では、公正に閲覧請求に対処したい、かように考へておるわけでございます。

○上林繁次郎君 いまおっしゃつたように、「第三者の利益を害するおそれがある」と認めるとき、その他正当な理由があるとき」とありますが、これは具体的にどういふような場合をさすのか、その点をひとつ……。

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のように、もち

るん公正な調査をすべきものでございますけれども、同時に、調査にあたっては秘密事項というのもございます。現在公開をしていない標準率などがございまして、そういう一般の官庁における秘密事項に対応するもので開示がされないものがあるといったような場合には、その部分は開示をしないということが必要になっているという例もございます。

○上林繁次郎君　そこで、私の心配する点は、いわゆる閲覧拒否権、これを乱用されたのではないへんだと思うんですね。そこで、そういう乱用されないという具体的な保証、こういったものが私は必要だというふうに考えるのですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(吉國二郎君)　いわば納税者の権利保護に必要な限りでは、できるだけ公正な扱いをするという考え方を徹底していくということが一番大事ではないかと思ひます。したがしまして、審判所におきましては、できるだけ「第三者の利害を害する」とかあるいは「正当な理由」というものを制限的に運用する考え方でいくべきものではないか。客観的に申しますとなかなかむずかしいわけでございますけれども、これがやはり今後の運用における態度によってきまってくると思ひます。その態度をしっかりときめてかかるということが必要であらうかと思ひます。

○委員長(栗原祐幸君)　本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時散会